## 東広島市監査公表第6号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和4年度行政監査を実施し、同条第9項の 規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和5年3月28日

 東広島市監査委員
 水
 戸
 晃

 同
 重
 河
 格

 同
 奥
 谷
 求

 (
 公
 印
 省
 略
 )

# 令和4年度

## 行政監査結果報告書

東広島市監査委員

## 目 次

令	和 4	· 年度東広島市行政監査結果報告	
第	1	監査の概要	. 1
第	2	監査の期間	. 1
第	3	監査の着眼点	. 2
第	4	監査の実施内容	. 2
第	5	監査の結果	3
	1	公用車の保有状況	3
	(1	. )保有状況	3
	(2	?)維持管理経費	. 6
	(3	3) 環境に配慮した車両の導入状況	. 8
	2	公用車の運用状況	10
	(1	. )公用車管理システムの運用状況	10
	(2	?) 公用車の稼働状況	10
	(3	3)公用車管理システムに登録されていない車両	16
	(4	)車両及び駐車場の実地調査	17
	(5	5) 私用車の公務利用状況	19
	3	安全対策の状況	22
	(1	. )事故の発生状況	22
	(2	?) ETC、カーナビゲーション及びドライブレコーダーの設置状況	24
	(3	3)安全運転管理者等の設置	24
	(4	)管財課主催研修の実施状況	25
	(5	5) 各所属での取組状況	26
第	6	総括	32
	1	公用車の効率的な運用について	32
	2	事故防止や安全対策について	33
	3	むすび	34

## 資料

東広島市庁用自動車管理規程	35
東広島市安全運転管理規程	36
東広島市消防局自動車管理規程(抜粋)	38
道路交通法(抜粋)	38
道路交通法施行規則(抜粋)	39
道路運送車両法(抜粋)	40
道路運送車両の保安基準(抜粋)	40

## (注)

- 1 文中及び表中の金額は、原則として円単位で表示した。
- 2 比率(%)は、原則として小数点第1位の値まで表示し、単位未満の値を四捨五入した。ただし、構成 比率は、合計が100%となるよう内訳の比率を調整した。

## 令和 4 年度行政監査結果報告

## 第1 監査の概要

## 1 監査のテーマ

「公用車の使用、管理及び安全対策について」

## 2 監査の目的

本市では、公務を迅速かつ効率的に行うため、庁用自動車(以下「公用車」という。)として本庁舎及び出先機関に多数の車両を保有し、管理運用している。公用車には燃料費、リース代、修繕費をはじめ多額の維持管理経費を要することから、必要性に応じて適正に配置し、効率的に運用することが求められる。

また、公用車の交通事故が毎年一定件数発生しており、車両の点検確認の徹底や職員の安全 運転に対する意識の向上が必要である。

そのため、公用車の管理運用や使用状況の実態を把握し、課題を分析するとともに、安全対策の取組について検証し、本市の行政事務の改善に資することを目的として監査を実施する。

## 3 監査の対象

## (1) 対象部局等

水道局を除く全部局等

#### (2) 対象車両

令和3年度において市が管理する公用車<sup>1</sup>

## 第2 監査の期間

令和4年10月3日から令和5年3月22日

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 公用車とは、東広島市庁用自動車管理規程及び東広島市消防局自動車管理規程に定義された庁用自動車を原則とし、消防局が保有する消防用車両等(消防車、救急車などの緊急自動車)は対象外とする。

## 第3 監査の着眼点

1 公用車の保有状況 ・ 公用車の配置が適正にされているか。

・ 公用車の維持管理経費は適切に支出されているか。

・ 環境に配慮した取組がされているか。

2 公用車の運用状況 ・ 公用車の効率的な運用がされているか。

・ 私用車の公務利用状況は適切か。

3 安全対策の状況 ・ 安全運転管理者等は適切に選任されているか。

事故防止や安全対策は適正に行われているか。

## 第4 監査の実施内容

## 1 書類審査

公用車の管理を所管する財務部管財課に公用車台帳その他関係資料の提出を求め、監査対象 車両の保有状況や研修の実施状況及び事故の発生状況等を確認した。

また、全部局等(水道局を除く。)を対象とした調査を実施し、車両の保有状況や安全対策の状況等を確認するとともに、令和3年度において公用車を保有、管理する所属に対しては、車検証のほか関係資料の提出を求め、その内容を確認した。

## 2 実地調査

東広島市役所及び支所の公用車駐車場において、監査委員事務局職員が駐車場の状況を確認 するとともに、車両の管理状況や必要書類の保管状況等について調査を行った。

## 第5 監査の結果

## 1 公用車の保有状況

#### (1) 保有状況

監査対象である令和3年度の公用車の保有台数は、消防用車両等及び水道局車両を除いた 241台である。

同様のテーマで行政監査を実施した平成 24 年度の調査では、消防用車両等及び水道局車両を除いた保有台数が 250 台であったため、前回と比較して保有台数は減少している。

#### ア 車種別による分類

保有する公用車について、自動車の種別及び用途の区分により分類し、車種別として集計した。なお、自動車の車種は、道路運送車両法第3条、用途の区分は、道路運送車両法施行規則に基づく通達「自動車の用途等の区分について(依命通達)」により、本報告書では表2のとおり表記している。

車種別では、軽乗用車 127 台 (構成比 52.7%) が最も多く、次いで軽貨物車 38 台 (構成比 15.8%) が多く、軽自動車や小型自動車といった車体の小さい車両が大部分を占めている。

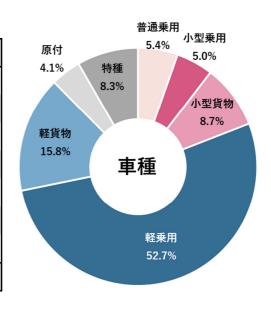
普通乗用車は市長、副市長及び教育長の専用車や、一部の部局の幹事課などに配車されている。

原動機付自転車は、1人乗り電気自動車のコムスで、本庁及び各支所に配車されている。 特種用途自動車は、図書館車、救急普及啓発広報車<sup>2</sup>のほか、赤色警光灯やサイレンを有する緊急自動車、道路維持作業用自動車、剪定枝粉砕処理車<sup>3</sup>である。

## 表 1 車種別による保有台数及び構成比

(単位:台:%)

車種	台数	構成比	主な車名
普通乗用	13	5.4	CX-8、アクセラ、プリウス
小型乗用	12	5.0	デミオ、マツダ2、アクア
小型貨物	21	8.7	ファミリアバン、ボンゴトラック
軽乗用	127	52.7	フレア、キャロル
軽貨物	38	15.8	スクラムバン、スクラムトラック
原付	10	4.1	コムス
特種	20	8.3	図書館車、救急普及啓発広報車
合計	241	100.0	



<sup>2</sup> 東広島消防署が保有する屋外における救急の普及啓発及び人員搬送を目的とした車両。

<sup>3</sup> 廃棄物対策課が保有する剪定した枝や葉を粉砕処理する車両。タウンビーバー。

表 2 種別及び用途の分類方法

	表記	分類	車輪数	大きさ(m)			エンジンの総排気量(cc)
	<b>火</b> 癿	刀块	半無奴	長さ	幅	高さ	
	普通	普通自動車	4以上	四輪以上の小	型自動車より	丿大きいもの	同左
種	小型	小型自動車	4以上	4.7以下	1.7以下	2.0以下	660を超え2,000以下※
別	軽	軽自動車	3以上	3.4以下	1.48以下	2.0以下	660以下
	原付	第1種原動機付自転車	制限なし	2.5以下	1.3以下	2.0以下	50以下
	乗用	人の運送の用に供する		※ディーゼル機関を用いる			
用途	貨物	貨物の運送の用に供す		ものについては、総排気量 の基準適用はない。			
, _	特種	特種の用途に供する自	動車				0 <del>-</del>

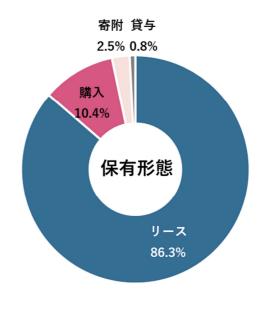
## イ 保有形態による分類

保有形態別では、リース車両 208 台 (構成比 86.3%) が最も多く、次いで購入車両 25 台 (構成比 10.4%) が多い。貸与車両 2 台 (構成比 0.8%) は、日本赤十字社より無償貸与されている車両である。

表 3 保有形態別による保有台数及び構成比

(単位:台、%)

車種	リース	購入	寄附	貸与	計
普通乗用	12	1	0	0	13
小型乗用	9	1	0	2	12
小型貨物	14	6	1	0	21
軽乗用	125	1	1	0	127
軽貨物	35	1	2	0	38
原付	0	10	0	0	10
特種	13	5	2	0	20
合計	208	25	6	2	241
構成比	86.3	10.4	2.5	0.8	100.0



#### ウ 経過年数別の状況

リース車両は、リース期間が  $5\sim 8$  年の契約であり、208 台のうち 199 台が 7 年契約であった。

購入 25 台、寄附 6 台及び貸与 2 台を合わせた 33 台の経過年数別の保有状況は、5 年以上 10 年未満の車両 13 台 (構成比 39.4%) が最も多く、次いで 15 年以上 20 年未満の車両 9 台 (構成比 27.2%) が多い。

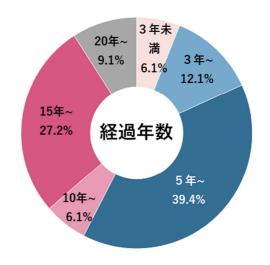
なお、20年以上の長期で保有している車両3台の内訳は、生活環境部廃棄物対策課が保有

する小型貨物車2台と黒瀬支所に配車されている軽貨物車1台である。

## 表 4 経過年数別による保有台数及び構成比

(単位:台、%)

	(+111	· 🗆 、 🖊
経過年数	台数	構成比
3年未満	2	6.1
3年以上5年未満	4	12.1
5年以上10年未満	13	39.4
10年以上15年未満	2	6.1
15年以上20年未満	9	27.2
20年以上	3	9.1
合計	33	100.0



## エ 配車場所別の保有状況

本庁、各支所など配車場所別の保有台数は、本庁 131 台 (構成比 54.3%)、支所 53 台 (構成比 22.0%)、消防 11 台 (構成比 4.6%)、出先機関 46 台 (構成比 19.1%) である。

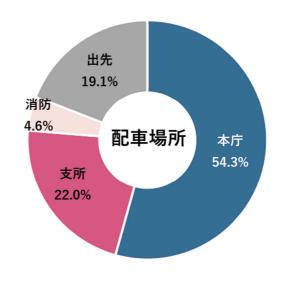
支所 53 台の内訳は、黒瀬支所 13 台、福富支所 9 台、豊栄支所 8 台、河内支所 11 台、安芸津支所 12 台である。

消防 11 台の内訳は、消防局 4 台、東広島消防署 2 台、5 分署に各 1 台ずつの計 5 台である。 出先機関 46 台の主な内訳は、地域包括支援センター22 台、出張所 4 台、園芸センター4 台、 学校給食センター 3 台である。

## 表 5 配車場所別の保有台数及び構成比

(単位:台、%)

車種	本庁	支所	消防	出先	合計
普通乗用	11	0	1	1	13
小型乗用	9	2	1	0	12
小型貨物	12	7	0	2	21
軽乗用	72	20	1	34	127
軽貨物	16	11	6	5	38
原付	4	5	1	0	10
特種	7	8	1	4	20
合計	131	53	11	46	241
構成比	54.3	22.0	4.6	19.1	100.0



## (2)維持管理経費

全庁的な公用車に関する事務は財務部管財課が所管しており、公用車管理事務において燃料費や保険料、リース代といった維持管理経費の支出を行っている。

保有台数 241 台のうち、管財課予算で管理する台数は 159 台(構成比 66.0%)であり、残る 82 台(構成比 34.0%)は、自所属で購入した車両や、特定の業務に使用するリース車両等で、各所属が維持管理経費を支出している。

## ア 部局別の支出額

令和3年度における公用車の維持管理経費の合計(消防局を除く。4)は7,285万134円で、この金額を保有台数230台で割った車両1台当たりの平均は31万6,740円である。

総額の主な内訳は、リース代に係る使用料及び賃借料が5,123万4,595円(構成比70.3%)、燃料費が1,444万1,201円(構成比19.8%)、自動車損害保険料に係る役務費が600万3,572円(構成比8.3%)である。

また、車検又は点検に係る費用として支出した需用費、役務費及び公課費の合計は 43 万7,141 円 (構成比 0.6%) である。

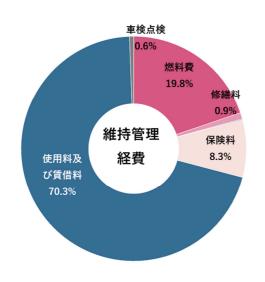
部局別では、財務部 6,098 万 1,631 円 (構成比 83.7%) が最も多く、このうち管財課の公用 車管理事務の支出額が 6,062 万 7,211 円である。次いで、健康福祉部 859 万 8,002 円 (構成比 11.8%) が多く、主な経費は、地域包括ケア推進課、医療保健課、介護保険課、障害福祉課の 車両のリース代に係る使用料及び賃借料である。

## 表 6 部局別の維持管理経費の支出額及び構成比

(単位:円、%)

	需月	月費	役務	务費	使用料及び	車検点検	合計	構成比	
部局等	燃料費	修繕料	手数料	保険料	賃借料	半次点次		147/2/PD	
財務部	13,103,724	337,133	16,500	5,665,832	41,804,207	54,235	60,981,631	83.7	
地域振興部	23,492	0	8,800	0	342,936	0	375,228	0.5	
生活環境部	0	116,358	26,400	0	484,440	211,805	839,003	1.2	
健康福祉部	1,211,839	187,239	6,820	337,740	6,729,800	124,564	8,598,002	11.8	
建設部	0	6,930	0	0	0	0	6,930	0.0	
都市部	0	9,845	0	0	0	0	9,845	0.0	
学校教育部	102,146	0	17,600	0	0	0	119,746	0.2	
下水道部	0	0	0	0	1,873,212	46,537	1,919,749	2.6	
合計	14,441,201	657,505	76,120	6,003,572	51,234,595	437,141	72,850,134	100.0	
構成比	19.8	0.9	0.1	8.3	70.3	0.6	100.0		
1台当たり平均	62,788	2,859	331	26,102	222,759	1,901	316,740		

<sup>4</sup> 部局別の支出額の算出に当たり、消防局の支出額は監査対象車両 11 台と消防用車両等との仕訳ができないことから、支出額及び台数から除外した。



燃料費は、主には管財課が支出しているが、出先機 関や委託先の相手方等が使用する場合などは、各所属 が支出している。

修繕料は、車両の修繕のほか、タイヤ交換の費用が 含まれている。

## イ 管財課における維持管理経費の推移

令和3年度において、管財課が支出した維持管理経費 $^5$ の合計は6,062万7,211円であり、過去5か年の平均支出額は5,705万1,261円である。

前年度の支出額と比較すると 416 万 676 円増加しており、主な要因は燃料費が 284 万 7,271 円増加したことによるものである。

## 表 7 管財課における維持管理経費の推移及び5か年平均

(単位:円)

	需用	費	役	務費	使用料及び	備品	/I. =⊥	古松占松	合計
年度	燃料費	修繕料	手数料	保険料	賃借料	購入費	小計	車検点検	`□'ā
令和3年度	13,103,724	337,133	16,500	5,665,832	41,449,787	0	60,572,976	54,235	60,627,211
令和2年度	10,256,453	64,790	27,500	5,609,743	39,927,664	49,500	55,935,650	530,885	56,466,535
平成31年度	12,024,382	175,610	16,240	5,855,030	39,031,432	0	57,102,694	152,160	57,254,854
平成30年度	10,263,230	699,607	15,552	5,530,994	37,395,987	0	53,905,370	640,542	54,545,912
平成29年度	12,267,626	419,682	10,800	5,707,040	37,683,066	0	56,088,214	273,578	56,361,792
5か年平均	11,583,083	339,364	17,318	5,673,728	39,097,587	9,900	56,720,981	330,280	57,051,261

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 公用車管理事務のうち、車両に係る維持管理経費を抽出しているため、当該事務の決算額とは一致 しない。



## (3) 環境に配慮した車両の導入状況

令和3年度のガソリン車以外の保有状況は、ハイブリッド車53台(構成比22.0%)、電気自動車11台(構成比4.6%)である。

ハイブリッド車53台のうち大部分の46台が軽乗用車である。

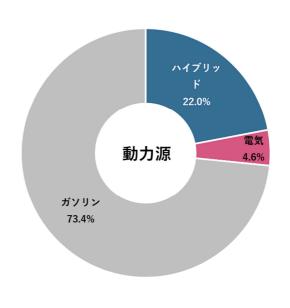
電気自動車 11 台の内訳は、原動機付自転車(コムス)10 台及び軽貨物車 1 台である。コムスは平成 27 年度に導入された 1 人乗り電気自動車で、本庁に 4 台、支所に 5 台、消防局に 1 台が配車されている。軽貨物車は、生活環境部環境先進都市推進課が保有している。

また、令和4年度には燃料電池自動車 MIRAI が初めて本庁に導入された。

表 8 動力源別の状況及び構成比

(単位:台、%)

車種	ハイブ リッド	電気	ガソリン	合計
普通乗用	6	0	7	13
小型乗用	1	0	11	12
小型貨物	0	0	21	21
軽乗用	46	0	81	127
軽貨物	0	1	37	38
原付	0	10	0	10
特種	0	0	20	20
合計	53	11	177	241
構成比	22.0	4.6	73.4	100.0



## 参考 電気自動車及び燃料電池自動車

## 1人乗り電気自動車コムス





燃料電池自動車 MIRAI



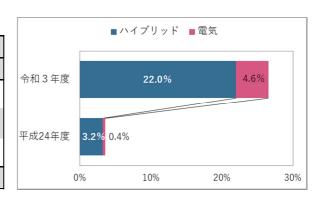


平成24年度行政監査の結果では、保有台数250台(消防用車両等及び水道局車両を除く。)のうちハイブリッド車8台、電気自動車1台であったため、前回調査時と比較して低公害車の保有台数が大幅に増加している。

## 表 9 前回行政監査との比較及び構成比の推移

(単位:台、%)

	令和 3	3年度	平成2	:4年度
種別	台数	構成比	台数	構成比
ハイブリッド	53	22.0	8	3.2
電気	11	4.6	1	0.4
ガソリン	177	73.4	241	96.4
合計	241	100.0	250	100.0



## 2 公用車の運用状況

## (1) 公用車管理システムの運用状況

#### ア 公用車管理システムに登録されている車両

本庁、支所、出張所及び一部の出先機関に配車されている車両は、平成 21 年度に導入された公用車管理システムにより、管財課が集中管理を行っている。なお、消防局の車両や運行業務を委託業者が行う車両等はシステム上に登録されておらず、各所属において運用管理されている。

システムに登録されている車両は、配車された所属が維持管理している専用車と、職員共用の共用車に分けられる。共用車についても、一部の車両は管財課が各所属に配車し、主には配車先の所属職員が使用している。

公用車を使用する場合は、事前にシステム上で車両を選択し、使用日時、目的及び行先を登録して予約を行い、使用後に運転者、同乗者、走行距離、整備等の状況を日報としてシステムに登録する運用としている。

## イ 公用車管理システムにおける日報の登録状況

管財課が管理する共用車(各所属に配車している車両を含む。)179 台について、使用後の 日報の登録状況を確認した。

確認した期間における総使用回数 2,347 回のうち、日報が登録されていない使用回数は 221 回あり、総使用回数に対する日報の未登録率は 9.4%である。部局別では、建設部 72 回が最も 多く、次いで都市部 53 回が多い。

#### 実施内容

対象期間: 令和4年12月25日~令和5年1月21日(28日間のうち開庁日は15日)

抽 出 日: 令和5年1月31日 対象台数: 179台(共用車のみ)

使用回数: 2,347回

未登録数: 221回(日報の未登録率 9.4%)

## (2) 公用車の稼働状況

公用車管理システムに登録された車両の走行距離と稼働時間を調査した。令和3年度中において、記録が登録されていた車両は229台である。なお、これらの車両には年度途中でリース契約が終了した車両や、廃車された車両等が含まれるため、令和3年度末時点での台数とは一致しない。

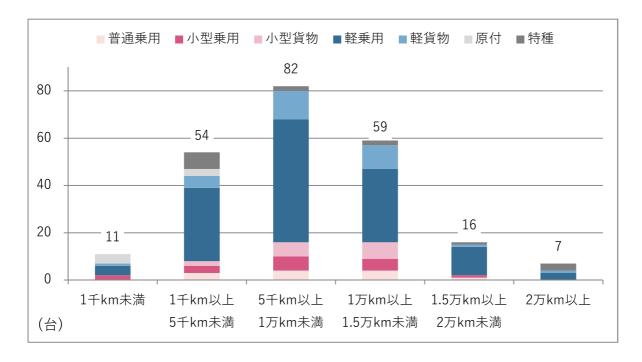
## ア 車種別の走行距離

走行距離について、令和3年度末までの総走行距離を取得経過年数<sup>6</sup>で割り戻し、車両ごとに1年当たりの走行距離を算出し、車種別に分類した。また、車種別に集計した1年当たりの走行距離の合計から台数を割り戻し、平均走行距離を算出した。

表 10 年間走行距離別の台数及び平均走行距離

(単位:台、km、%)

車種	1千km未満	1千km以上	5千km以上	1万km以上	1.5万km以上	2万km以上	合計	平均走行
, ,		5千km未満	1万km未満	1.5万km未満	2万km未満			距離
普通乗用	0	3	4	4	1	0	12	9,024
小型乗用	2	3	6	5	1	0	17	7,451
小型貨物	0	2	6	7	0	0	15	8,595
軽乗用	4	31	52	31	12	3	133	8,516
軽貨物	1	5	12	10	1	1	30	9,410
原付	4	3	0	0	0	0	7	1,283
特種	0	7	2	2	1	3	15	9,995
合計	11	54	82	59	16	7	229	8,462
構成比	4.8	23.6	35.8	25.8	7.0	3.0	100.0	



調査対象車両 229 台全体の 1 年当たりの平均走行距離は 8,462km である。車種別で分類すると、最も長いのは特種用途自動車 9,995km で、次いで軽貨物車 9,410km が長い。

1年当たりの走行距離によって台数を分類すると、5,000km 以上 10,000km 未満が最も多い82台(構成比 35.8%)である。5,000km 以上 15,000km 未満の車両の合計は141台で、全体

<sup>6</sup> リース車両については、リース開始からの経過年数。

の 61.6%を占めている。

1,000km 未満の車両 11 台のうち、7台は令和3年度途中にリース契約を終了又は開始したリース車両で、1台を除き支所又は出先機関に配車された車両である。

20,000km 以上の車両7台は、建設部(支所を含む。) に配車されている車両である。 小型貨物車は、15台のうち7台が10,000km 以上であり、比較的走行距離が長い。

原動機付自転車(コムス)の平均走行距離は1,283kmで他の車種より距離が短いのは、1人乗り電気自動車で走行距離が限られることから、近距離での移動に使用されているためである。

特種用途自動車は、平均走行距離が車種別で最も長いものの、15 台のうち7台が年間走行 距離5,000km未満である。

## 参考 車種別の車両例

軽貨物車 (スクラムトラック)





小型貨物車





特種用途自動車 (道路維持作業車)





## イ 車種別の稼働時間

公用車管理システムに登録された車両ごとの使用時間を合計し、令和3年度における年間の 稼働時間を算出した。

調査対象車両 229 台全体の 1 台当たりの平均稼働時間は年間で 786.9 時間であり、1 か月当たりの稼働時間は 65.6 時間、1 日当たりの稼働時間は 3.3 時間である。<sup>7</sup>

車種別で分類すると、平均稼働時間は小型貨物車 1,203.1 時間(100.3 時間/月、5.0 時間/日)が最も長く、次いで軽貨物車 828.2 時間(69.0 時間/月、3.5 時間/日)、軽乗用車 773.2 時間(64.4 時間/月、3.2 時間/日)が長い。貨物車両は財務部の共用車のほかに、支所や出先機関、建設部、都市部といった技術系の部局に多く配車されている。

-			_ 44 60 94 88
耒	11	电桶别	の稼働時間

	台数	年間稼働時間	1台当たりの	1月当たりの	1日当たりの
車種	口奴	の合計	平均稼働時間	稼働時間	稼働時間
	А	В	C=B/A	C/12月	C/240日
普通乗用	12	7,649	637.4	53.1	2.7
小型乗用	17	12,620	742.4	61.9	3.1
小型貨物	15	18,046	1,203.1	100.3	5.0
軽乗用	133	102,834	773.2	64.4	3.2
軽貨物	30	24,845	828.2	69.0	3.5
原付	7	4,085	583.6	48.6	2.4
特種	15	10,129	675.3	56.3	2.8
合計 / 平均	229	180,208	786.9	65.6	3.3

## ウ 部局及び配車場所別の稼働時間

部局等の別により稼働時間を集計し、配車場所が本庁以外の場合は、本庁、支所、出先機関により分類した。各部局の出先機関は、地域振興部は出張所、健康福祉部は地域包括支援センター、産業部は園芸センター、学校教育部は学校給食センター、生涯学習部は出土文化財センターである。

部局別の配車台数では、地域振興部 58 台が最も多く、次いで財務部及び健康福祉部 37 台が 多い。

<sup>7</sup> 算定方法

<sup>1</sup>台当たりの平均稼働時間(C) = 車両ごとの年間稼働時間の合計(B) ÷台数(A)

<sup>1</sup> か月当たりの稼働時間=1台当たりの平均稼働時間(C)÷12月

<sup>1</sup>日当たりの稼働時間=1台当たりの平均稼働時間 (C) ÷年間稼働日数 240日 (月間稼働日数 20日×12月)

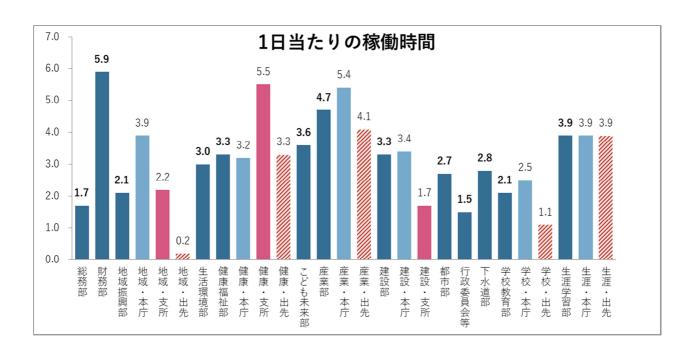
1日当たりの稼働時間では、財務部 5.9 時間が最も長く、次いで産業部 4.7 時間が長い。 財務部は、共用車を管財課が集中管理しているため保有台数が多く、1日当たりの稼働時間 も長い。

健康福祉部、建設部は、庁舎外での公務が多いため保有台数が多く、年間稼働時間の合計が長いものの、1日当たりの稼働時間は全体の平均と同じ3.3時間である。

地域振興部は、支所の保有台数が多いものの、1日当たりの稼働時間は2.1時間であり比較的短い傾向にある。

表 12 部局等及び配車場所別の稼働時間

÷2 C2 65			年間稼働時間の	1台当たりの	1月当たりの	1日当たりの稼
部局等		台数	合計	平均稼働時間	稼働時間	働時間
	配車場所	Α	В	C=B/A	C/12月	C/240日
総務部		7	2,908	415.4	34.6	1.7
財務部		37	52,138	1,409	117.4	5.9
地域振興	部	58	28,685	494.6	41.2	2.1
	本庁	1	926	926.0	77.2	3.9
	支所	52	27,469	528.3	44.0	2.2
	出先	5	290	58.0	4.8	0.2
生活環境	部	4	2,831	707.8	59.0	2.9
健康福祉	部	37	29,439	795.6	66.3	3.3
	本庁	18	14,001	777.8	64.8	3.2
	支所	1	1,326	1,326.0	110.5	5.5
	出先	18	14,112	784.0	65.3	3.3
こども未	来部	9	7,705	856.1	71.3	3.6
産業部		8	9,104	1,138.0	94.8	4.7
	本庁	4	5,146	1,286.5	107.2	5.4
	出先	4	3,958	989.5	82.5	4.1
建設部		25	20,027	801.1	66.8	3.3
	本庁	24	19,629	817.9	68.2	3.4
	支所	1	398	398.0	33.2	1.7
都市部		10	6,561	656.1	54.7	2.7
行政委員:	会等	3	1,092	364.0	30.3	1.5
下水道部		13	8,856	681.2	56.8	2.8
学校教育	部	14	7,131	509.4	42.5	2.1
	本庁	10	6,043	604.3	50.4	2.5
	出先	4	1,088	272.0	22.7	1.1
生涯学習	部	4	3,731	932.8	77.7	3.9
	本庁	2	1,883	941.5	78.5	3.9
	出先	2	1,848	924.0	77.0	3.9
合計		229	180,208	786.9	65.6	3.3



## エ 車両別の年間稼働時間

年間稼働時間が長い車両及び短い車両は次のとおりである。

## 表 13 年間稼働時間が長い車両(10台)

(単位:時間)

番号	車種	車名	配車場所	部局等	保有形態	導入年度	年間稼働時間
1	小型貨物	ボンゴバン	本庁	財務部	リース	H31	3,002
2	軽乗用	フレア	本庁	財務部	リース	H28	2,846
3	小型乗用	デミオ	本庁	財務部	リース	R1	2,619
4	小型貨物	ファミリアバン	本庁	財務部	リース	R1	2,301
5	小型乗用	デミオ	本庁	財務部	リース	H31	2,083
6	軽乗用	フレア	本庁	産業部	リース	R1	2,029
7	小型貨物	ファミリアバン	本庁	財務部	リース	R1	1,979
8	小型貨物	ファミリアバン	本庁	財務部	リース	H28	1,954
9	軽乗用	フレア	本庁	財務部	リース	H27	1,946
10	普通乗用	ビアンテ	本庁	財務部	リース	H27	1,924

年間稼働時間が長い車両の10台全てが本庁に配車されている車両である。

9台が財務部の車両であり、うち7台は管財課が管理する共用車である。

保有形態は全てリース車両で、車種の内訳は、小型貨物車4台、軽乗用車3台、小型乗用車2台、普通乗用車1台である。

表 14 年間稼働時間が短い車両(10台)

(単位:時間)

番号	車種	車名	配車場所	部局等	保有形態	導入年度	年間稼働時間
1	原付	コムス	支所	地域振興部	購入	H27	31
2	軽乗用	キャロル	出先	学校教育部	リース	R1	123
3	特種	ファミリアバン	支所	地域振興部	リース	H28	151
4	小型乗用	デミオ	支所	地域振興部	貸与	H14	166
5	軽乗用	フレア	出先	地域振興部	リース	R1	180
6	原付	コムス	支所	地域振興部	購入	H27	183
7	小型貨物	ボンゴトラック	支所	地域振興部	リース	R1	186
8	原付	コムス	支所	地域振興部	購入	H27	187
9	軽貨物	キャブオーバー	支所	地域振興部	リース	R2	197
10	特種	ファミリアバン	支所	地域振興部	リース	R1	206

年間稼働時間が短い車両の 10 台全てが本庁以外に配車されており、8台が支所で、出張所及び学校給食センターに各1台配車されている。なお、リース車両のうち、リース期間が令和3年度中に開始又は終了した車両は、集計から除いている。

保有形態は、リース車両6台、購入車両3台、貸与車両1台である。

車種の主な内訳は、原動機付自転車(コムス)3台、軽乗用車2台、特種用途自動車2台である。特種用途自動車は、赤色警光灯等を有する緊急自動車である。

#### (3) 公用車管理システムに登録されていない車両

公用車管理システムに登録されていない車両について、車両の所管課に令和3年度の運転日 誌等の資料の提出を求めた。

公用車管理システムに登録されていない車両は、市が運行を委託した事業者により運転日誌が作成されており、運行経路や時間、距離数、運転者のほか、点検欄や給油の有無など必要な情報が適切に記載されていた。

#### 参考 車種別の車両例

特種用途自動車(緊急自動車)





## (4) 車両及び駐車場の実地調査

#### 実施内容

実施場所: 本庁公用車駐車場

黒瀬支所、福富支所、豊栄支所、河内支所、安芸津支所における公用車駐車場

実施期間: 令和4年12月26日(本庁)

令和5年1月11日~13日(支所)

## ア 車両の状況

調査対象車両は、主にリース以外の保有形態の車両 11 台を抽出し、国土交通省が作成する日常点検項目に従ってチェックを行い、その他車両の状況や、装備品、必要書類の保管状況について確認した。

表 15 の車両を調査した結果、助手席の足元に不要な荷物等が置かれている軽貨物車が1台あり、ウォッシャー液が補充されているものの噴射しない原動機付自転車(コムス)が3台あった。

## 表 15 調査対象車両

(単位:km)

番号	車種	車名	配車場所	保有形態	導入年度	総走行距離
1	軽貨物	スクラムトラック	本庁	寄附	H19	110,559
2	原付	コムス	本庁	購入	H27	1,077
3	原付	コムス	河内支所	購入	H27	4,934
4	軽貨物	スクラムトラック	黒瀬支所	購入	H12	89,572
5	小型乗用	デミオ	黒瀬支所	貸与	H14	98,107
6	原付	コムス	黒瀬支所	購入	H27	6,419
7	小型乗用	デミオ	安芸津支所	貸与	H14	76,628
8	特種	スイフト	安芸津支所	寄附	H16	60,874
9	原付	コムス	安芸津支所	購入	H27	4,061
10	原付	コムス	福富支所	購入	H27	2,611
11	特種	スクラムバン	豊栄支所	リース	R3	3,260

## 参考 調査対象車両(抜粋)

## 1スクラムトラック(本庁)



6コムス (黒瀬支所)



8スイフト (安芸津支所)



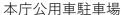
10 コムス (福富支所)



## イ 駐車場の状況

本庁公用車駐車場及び支所公用車駐車場において、駐車場内外の設備等の状況を確認したと ころ、駐車場内に不要な荷物等や砕石が置かれている状況が見受けられた。

## 参考 駐車場内の状況





河内支所



## (5) 私用車の公務利用状況

全部局等(水道局を除く。)を対象としたアンケート®を実施し、令和3年度における私用車の公務利用の有無を調査した。アンケートにおいて、公務利用があったと回答した1所属に別途調査票への回答を依頼した。

また、保育所等及び選挙事務での利用については、個別の調査票を作成し、各所管課に回答を依頼した。

出先機関のうち、公用車が配車されていない人権センター、保育所等では、定例的な会議や 研修会に参加するため、私用車公務利用兼許可簿を作成し、私用車を利用していた。

選挙事務については、各選挙投票日の前日や当日において、選挙事務に従事する職員が投票 用紙等の選挙事務用品を投票所に運搬する際や、投票用紙が入った投票箱を投票所から開票所 に運搬する際に、私用車公務利用兼許可簿を作成し、私用車を利用していた。

各調査票の調査内容及び回答結果は、次のとおりである。

#### ア 全庁照会

全庁に私用車の公務利用の有無について照会したところ、生活環境部人権男女共同参画課から回答があった。

所属 (施設)	主な用務(行先、施設名)	私用車公務利	保険の加	公務中の
		用(申出)兼許	入状況	事故発生
		可簿の作成		の有無
人権男女共同参	人権教育・人権啓発指導者研修会	作成済	確認済	無
画課 (東広島市人	(東広島芸術文化ホール)			
権センター)				
人権男女共同参	辞令交付式・人権センター会議	作成済	確認済	無
画課 (黒瀬文化会	(東広島市人権センター)			
館)				
人権男女共同参	辞令交付式・人権センター会議	作成済	確認済	無
画課 (河内人権セ	(東広島市人権センター)			
ンター)				
人権男女共同参	辞令交付式・人権センター会議	作成済	確認済	無
画課 (安芸津人権	(東広島市人権センター)			
センター)				

<sup>8 26</sup>ページ「3安全対策の状況(5)各所属での取組状況」における調査内容に同じ。

## イ 保育所等

こども未来部保育課を通して、保育所等における私用車の公務利用状況について、調査票の 回答を依頼し、全 28 施設(23 保育所、3 認定こども園、2 幼稚園)から回答があった。

設問	回答	
職員数	554 人	
うち、私用車の公務利用を行った職員数	211 人(利用率 38.1%)	)
主な用務(行先、施設名)	所長園長会、給食検討会	会(東広島市役所)
	各種研修(東広島市市民	民文化センター、小学校)
	教育委員会示達(県学村	交給食総合センター)
	家庭訪問	
私用車公務利用(申出)兼許可簿の作成		(単位:施設)
	選択肢	回答数
	作成済	28
	一部未作成	0
	未作成	0
   保険の加入状況		(単位:施設)
	選択肢	回答数
	確認済	28
	一部未加入	0
	未確認	0
   公務中の事故発生の有無		(畄仏・松記)
公務中の事政宪生の有無	\25+D B <del>+</del>	(単位:施設)
	選択肢	回答数
	有	0
	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	28
	未確認	0

## ウ 選挙事務

選挙管理委員会事務局に各選挙における私用車の公務利用状況について、調査票の回答を依頼した。

設問	回答	
選挙名及び人数		(単位:人)
	選挙名	人数
	参議院議員再選挙	47
	衆議院議員総選挙	47
	広島県知事選挙	45
	東広島市長・市議補	42
	欠選挙	42
		合計 181 人
利用者	選挙事務従事者(市職)	員)
主な行先、経路	市役所(出張所)→自写	宅→投票所→開票所→投
	票所	
	支所→投票所→開票所・	→投票所
	支所・出張所→投票所・	→支所・出張所
私用車公務利用(申出)兼許可簿の作成		(単位:人)
	選択肢	回答数
	作成済	181
	一部未作成	0
	未作成	0
		(単位:人)
	選択肢	回答数
	確認済	181
	一部未加入	0
		0
		/
公務中の事故発生の有無		(単位:人)
	選択肢	回答数
	有	0
	無	0
	未確認	181

## 3 安全対策の状況

## (1) 事故の発生状況

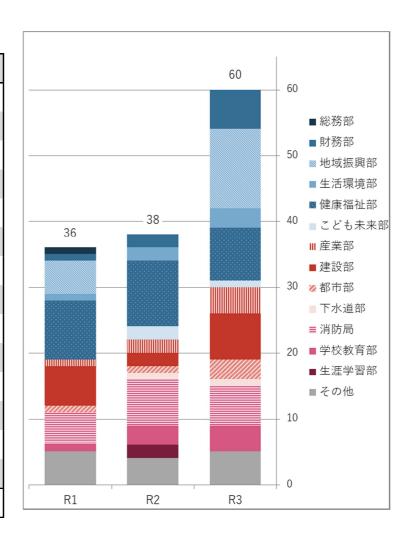
令和3年度における公用車の事故は、飛び石、パンク等を除いて60件である。部局別では、 地域振興部12件が最も多く、次いで多いのは健康福祉部8件であった。

過去3か年における部局別の発生件数の推移は、次のとおりである。

表 16 部局別事故件数の推移

(単位:件)

		(早)	江:1午)
部局等	R1	R2	R3
総務部	1	0	0
財務部	1	2	6
地域振興部	5	0	12
生活環境部	1	2	3
健康福祉部	9	10	8
こども未来部	0	2	1
産業部	1	2	4
建設部	6	2	7
都市部	1	1	3
下水道部	0	1	1
消防局	5	7	6
学校教育部	1	3	4
生涯学習部	0	2	0
その他	5	4	5
合計	36	38	60



令和3年度に件数が増加した要因は、未報告の事故は、発見者の前に乗った人が事故を起こしたと判断するといった運用に変更したことにより、これまで報告されることが少なかった発見者からの事故報告が急増したためである。令和3年度の60件中、42件(構成比70.0%)が事故当事者から報告された事故で、18件(構成比30.0%)が発見者から報告された事故である。

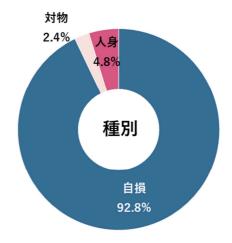
令和3年度において、事故当事者から報告があった事故42件の状況は、次のとおりである。

## 表 17 事故状況の件数及び構成比

## ア 事故種別

(単位:件、%)

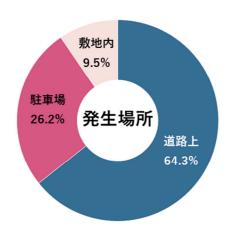
	(+1-	<u>v</u> • 11 、 70 /
種別	件数	構成比
自損	39	92.8
対物	1	2.4
人身	2	4.8
合計	42	100.0



## イ 発生場所

(単位:件、%)

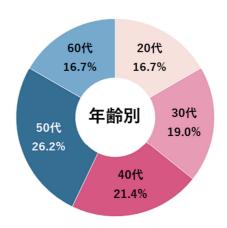
	· ·	· ·
場所	件数	構成比
道路上	27	64.3
駐車場	11	26.2
敷地内	4	9.5
合計	42	100.0



## ウ 年齢別

(単位:件、%)

年齢別	件数	構成比
20代	7	16.7
30代	8	19.0
40代	9	21.4
50代	11	26.2
60代	7	16.7
合計	42	100.0



事故種別では、自損事故39件(構成比92.8%)が最も多かった。

発生場所では、道路上 27 件(構成比 64.3%)が最も多く、そのうち 2 件は救急車による緊急走行時の事故であった。次いで、駐車場 11 件(構成比 26.2%)が多く、そのうち 4 件は本庁公用車駐車場における事故であった。

事故の状況は、緊急時を除いて、確認不足による接触、脱輪、乗上げ、踏抜きであった。

年齢別では、50代11件(構成比26.2%)が最も多いものの、年代によって突出している状況は見受けられなかった。

## (2) ETC、カーナビゲーション及びドライブレコーダーの設置状況

ETC が設置されている車両は、合計 24 台(導入率 10.0%)であり、車種別の主な内訳は、 普通乗用車 11 台、小型乗用車 6 台、軽貨物車 5 台である。

カーナビゲーションが設置されている車両は、合計9台(導入率 3.7%)であり、車種別の内訳は、普通乗用車7台、小型乗用車1台、小型貨物車1台である。

ドライブレコーダーが設置されている車両は、合計 54 台(導入率 22.4%)であり、車種別の主な内訳は、軽乗用車 32 台、軽貨物車 10 台である。今後、リース車両については、契約を更新する車両から順次ドライブレコーダーを導入し、全車両に設置される予定である。

表 18 ETC、カーナビゲーション、ドライブレコーダーの設置状況

(単位:台、%)

車種	保有台数	ETC	カーナビゲー	ドライブレ
半性	M 行 口 奴	LIO	ション	コーダー
普通乗用	13	11	7	4
小型乗用	12	6	1	3
小型貨物	21	0	1	2
軽乗用	127	2	0	32
軽貨物	38	5	0	10
原付	10	0	0	0
特種	20	0	0	3
合計	241	24	9	54
導入率		10.0	3.7	22.4

#### (3) 安全運転管理者等の設置

## ア 安全運転管理者等の選任状況

安全運転管理者とは、道路交通法第74条の3第1項により、一定台数以上の自動車を使用する場合、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行うため選任が義務付けられているものである。また、副安全運転管理者は、同法第74条の3第4項により、安全運転管理者の業務を補助するため選任が義務付けられているものである。

本市においては、東広島市安全運転管理規程第3条により、本庁は財務部長、支所は支所長 を安全運転管理者として選任することとし、同規程第4条により、各部局の幹事課長及び管財 課長を副安全管理者として選任している。

また、東広島市消防局自動車管理規程第6条により、消防署及び分署(忠海分署を除く。)

の所属長を安全運転管理者として選任し、東広島消防署の副署長を副安全運転管理者として選任している。

広島県警察のホームページを確認したところ、安全運転管理者選任事業所として本庁、各支 所及び消防局が掲載されており、適切に選任されていた。(令和4年11月7日現在。)

#### 表 19 安全運転管理者等の設置状況

(単位:人)

	安全運転管理管理者		管理者	副安全運転管	理者
自動車の使用の本拠		職名	人数	職名	人数
本庁	東広島市役所	財務部長	1	幹事課長	12
	7.7.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	73 333 HF 27		管財課長	1
支所	黒瀬支所	支所長	1		
	福富支所	支所長	1		
	豊栄支所	支所長	1		
	河内支所	支所長	1		
	安芸津支所	支所長	1		
消防局	東広島消防署	署長	1	副署長	1
	竹原消防署	署長	1		
	大崎上島消防署	署長	1		
	西分署	分署長	1		
	南分署	分署長	1		
	北分署	分署長	1		
	東分署	分署長	1		
	安芸津分署	分署長	1		
合計			14		14

## イ 安全運転管理者等講習

道路交通法第74条の3第8項により、安全運転管理者等は公安委員会が実施する講習を受講しなければならない。

支出伝票及び領収書等の添付書類により、令和3年度において選任された安全運転管理者等は、当該講習を受講していることを確認した。

#### (4) 管財課主催研修の実施状況

管財課が自動車学校に安全運転講習の実施を委託しており、令和3年度では、職員84人が受講した。新規採用職員は、消防学校入校中の消防士、保育士及び教諭を除く全員が受講し、各所属からは、過去の事故歴の有無や公用車を運転する機会の多少、運転技術の熟度等によって受講者を推薦するものとしている。また、受講者には会計年度任用職員も含まれていた。

## 研修内容

実施期間: 令和3年11月~12月のうち、指定された研修日

対象者: 新規採用職員、各所属から推薦された職員(昨年度及び今年度内に車両事故を起

こした職員を優先的に推薦する。)

受講内容: (1) 基礎知識・適性検査 (ペーパー検査及びシミュレーターによる危機回避)

(2) 自動車学校場内における安全運転のための基礎技能の再確認

(3) 路上講習による危険箇所の再確認

## (5) 各所属での取組状況

全部局等(水道局を除く。)を対象としたアンケートを実施し、公用車の保有状況、私用車の公務利用状況のほか、運転免許証の確認、酒気帯びの有無の確認、所属における安全運転に関する取組等について調査を行った。

#### 調査内容

実施期間: 令和 4 年 11 月 8 日 (火) ~11 月 24 日 (木)

調査方法: 水道局を除く 91 所属に他の調査等と併せて、「公用車に関する全体調査」として

アンケートの回答を依頼した。調査は1所属につき1回答とし、令和4年度に新

設された1所属を除いた90所属から回答を得た。

表 20 部局等別の回答数

部局等	回答数
総務部	9
財務部	5
地域振興部	15
生活環境部	5
健康福祉部	6
こども未来部	2
産業部	3
建設部	6
都市部	7
下水道部	3
行政委員会等	5
消防局	13
学校教育部	7
生涯学習部	4
合計	90

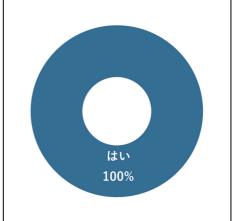


アンケートの設問及び回答結果は、次のとおりである。

## ア 運転免許証の確認

## 設問及び回答 令和3年度において、所属長による運転免許証の確認を行い ましたか。

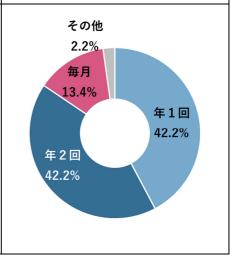
回答	回答数(n=90)	構成比(%)
はい	90	100.0
いいえ	0	0.0



構成比

「はい」の場合、確認の頻度を教えてください。

回答	回答数(n=90)	構成比(%)
年2回	38	42.2
年1回	38	42.2
毎月	12	13.4
その他	2	2.2



全ての所属において運転免許証の確認が行われており、確認の頻度は、年2回及び年1回が 最も多かった。

毎月と回答があった所属は消防局である。これは、東広島市消防局自動車管理規程第13条により、月に1回の点検及び消防局長への報告が定められているためである。

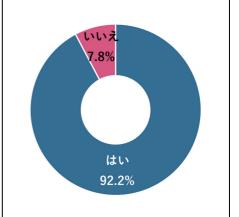
## イ 酒気帯びの有無の確認

## 設問及び回答

構成比

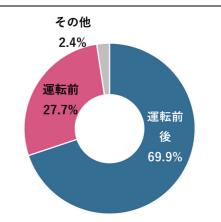
令和 4 年 10 月末時点において、アルコール検知器は所属にありますか。

回答	回答数(n=90)	構成比(%)
はい	83	92.2
いいえ	7	7.8



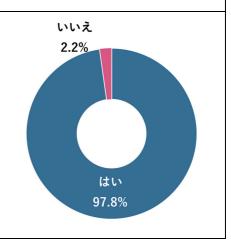
公用車を運転する際に、主にどのタイミングでアルコール検 知器を使用して酒気帯びの有無を確認していますか。

回答	回答数(n=83)	構成比(%)
運転前後	58	69.9
運転前	23	27.7
その他	2	2.4



令和4年度において、公用車を運転する際に酒気帯びの有無の確認(アルコール検知器、目視等を含む)を行った記録を紙またはデータ等で保管していますか。

回答	回答数(n=90)	構成比(%)
はい	88	97.8
いいえ	2	2.2



アルコール検知器が配布されていない7所属は出張所及び学校給食センターであり、東広島 市安全運転管理規程において安全運転管理者が設置されていない出先機関である。

同規程第8条第3号において、運転前後に酒気帯びの有無を確認することとされているが、 25 所属が運転前とその他の回答であった。

また、同条第 4 号において、前号の規定による確認の内容を記録することとされているが、 記録のない所属が 2 所属あった。

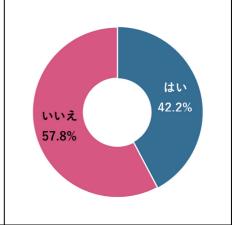
## ウ 所属で実施している安全運転に関する取組

## 設問及び回答

構成比

令和3年度または令和4年度において、所属で安全運転に関する研修や取組を行っていますか。

回答	回答数(n=90)	構成比(%)
はい	38	42.2
いいえ	58	57.8



#### 設問及び回答

「はい」の場合、どのような内容か具体的に記入してください。

## 主な回答内容 (n=38)

朝礼、課内研修において安全運転に関して注意喚起

安全運転研修の実施(消防局)

トライ・ザ・セーフティに参加

管財課主催の研修に参加

安全運転に関する取組を行っていると回答した 38 所属の主な取組内容は、朝礼や課内研修における注意喚起であり、消防局においては、警防課が作成した「車両安全運行必携マニュアル」を用いて各所属で研修を行っていた。

#### エ 公用車を運転する際に起こったヒヤリ・ハット事例

## 設問及び回答

公用車を運転する際に、「事故に遭遇しそうになった」「事故を起こしそうになった」などヒヤリ・ハット事例がありましたら記入してください。

#### 主な回答内容(n=9)

交差点において、歩行者、自転車、他車と接触しそうになった。

野生動物が飛び出してきた。

後進時において、フェンス等に接触しそうになった。

車間距離が少なく、追突しそうになった。

凍結道路においてスリップした。

狭小道路における離合困難。

## オ その他、公用車等に関する本市職員の意見

## 設問及び回答

その他、公用車等に関する要望などがありましたら記入してください。

カテゴリ	主な回答内容(n=22)
公用車管理システム	予約システムが重い。読込に時間がかかる。
	所属を建制順にしてほしい。
	予約済一覧が当日しか表示されない。未来日の予約済一覧を表示
	してほしい。
	車の外観の写真を掲載してほしい。
	予約車両が駐車場に停まっている状況がある。
	車を事前に予約し、当日キャンセルしている部局が多々ある。
運用方法	車両管理を外部委託するなど、効率的な運用を検討してほしい。
	小さな傷やへこみ一つで申告や使用者特定をするのは煩雑。
	軽自動車はリースではなく購入し、管理や保険を委託すればよい
	のでは。
	給油場所の追加。
運転支援装置等	バックモニター、カーナビ、各種センサーの導入。
	ドライブレコーダーの全車設置。
	スマートアシスト車の導入。
配車状況	単に費用削減をするのではなく、ある程度の効果を発現させるた
	めに、業務内容に沿った車種(セダン、コンパクトカー、軽自動
	車)を配車するべき。
	ボンゴバンの追加。カブなど2輪車の導入。
	専用車の配備。
公用車駐車場	休日を含む夜間も、駐車場内の照明が点灯するようになると良
	い。
	駐車場内で速度を超過している公用車がいて危険なため、防止策
	を考えてほしい。
その他	コロナの緩和による交通量の増加や師走も近づき、交通社会全体
	に荒い運転をする方が多くなっている。公用車を運転する者は、
	余裕と譲り合い精神をもって、運転に集中すること。
	維持管理を行っている部署は、緊急時には早急に現場へ向かう必
	要があることから、議会開催時でも車両を移動しないよう配慮し
	てほしい。
	支所敷地内で洗車をすることができない。公用車をきれいに長く
	利用したいため、洗車できる仕組みを作って頂きたい。

本市職員の意見では、公用車管理システムや公用車の運用方法に関する意見が多く見られた。 管財課に聞取りを行ったところ、運転支援装置等に関しては、ドライブレコーダーは全車両 への設置が予定されているが、その他バックモニターやセンサー等が搭載された車両について は、管財課が管理する共用車での導入は予定されていないとのことであった。また、駐車場内 の照明に関しては、休日を含め、日の出日の入りの時間に合わせて点灯しているとのことであった。

公用車駐車場内の速度については、本庁公用車駐車場外入口に速度制限表示があるものの、 場内に徐行等の表示はない。安芸津支所では、支所入口付近に敷地内の徐行表示がされていた。

## 参考 駐車場の制限速度に関する表示

本庁公用車駐車場



安芸津支所入口



## 第6 総括

着眼点に基づき監査を実施した結果、公用車の使用、管理及び安全対策についての現状及び 課題等は、次のとおりである。

## 1 公用車の効率的な運用について

## (1) 配車台数及び導入車両の選定

公用車の配置については、主に管財課において配車場所、車種、台数を決定し、公用車の適 正な配置や経費の平準化に取り組まれているところである。

稼働時間を配置場所別で見ると、支所には相当数の公用車が配車されているものの、1日当たりの稼働時間は短い傾向にある。本庁との連絡用や災害時等のため、一定の台数を配置する必要性はあるが、職員数や稼働状況に応じた台数及び車種となるよう、配車について今一度検討されたい。

また、1人乗り電気自動車コムスについては、本庁及び一部の支所では一定の活用が見られるものの、支所によってはあまり利用されていない実態も見受けられた。恒常的に稼働率が低い車両については、使用頻度の高い所属に優先的に配車するなど、稼働実態に合った配車場所となるよう検討されたい。

コムスは導入から7年が経過しており、一部の車両はバッテリー交換を行いながら利用している。これまでも稼働率の低さのほか、走行性能や安全性の面について様々な意見があることから、存続や廃止といった将来的な方向性についても検討されたい。

令和3年6月に国土交通省から発表された道路運送車両の保安基準等の改正では、今後販売される新型車<sup>9</sup>については、バックモニターの設置が義務付けられた。また、継続生産車<sup>10</sup>についても、令和6年5月から設置が義務付けられる。こうした国の動向等に注視しつつ、事故を予防するためにも、公用車への運転支援装置の計画的な導入について、積極的に検討されたい。

## (2) 公用車管理システムの運用状況

公用車管理システムにより管理されている車両は、システム上での事前予約が必要であるが、 実際の使用時間を確定させないまま長時間や複数日の予約をすることにより、他の所属で公用 車を予約できない状況が発生している。管財課においては、予約方法や各所属への配車台数の 見直しを行うとともに、各所属においては、真に必要な時間に限った予約にとどめるよう努め られたい。

また、使用後の日報の登録状況を確認したところ、未登録が多く見受けられた。日報が登録 されない状態が続くと、稼働時間や走行距離等を正確に把握することができず、適正な配車台 数の決定の妨げとなるおそれがある。くわえて、実際の使用時間が当初の予約時間より短くな

<sup>9</sup> 当該改正以降に新しく型式指定を受けた自動車。

<sup>10</sup> 当該改正より前に型式指定を受け、現在継続して生産されている同型の自動車。

った場合は、当日予約が可能となり、稼働率の改善にもつながることから、使用後は速やかに 日報を登録するよう、公用車を使用する職員一人一人が心掛けるべきである。

現行の公用車管理システムは平成 21 年度から稼働しているが、令和5年度から新システムへの移行が予定されている。管財課においては、新システムへの移行後も職員が円滑にシステムを利用できるよう準備を進められたい。

## 2 事故防止や安全対策について

## (1) 安全運転に関する取組

職員の交通安全に対しては、現在、管財課及び危機管理課から定期的に注意喚起の通知が行われ、副市長から服務規律の保持について通達が行われている。

管財課が主催する研修として、自動車学校での運転技能研修が実施されているが、公用車の事故の発生件数は近年増加傾向にある。事故を起こしたことがある職員や、日常的に公用車を運転する職員に限らず、公用車の運転機会が少ない職員についても、安全運転に対する技能や意識向上を図る必要がある。

公用車の事故発生状況を見ると、運転者の確認不足によるものが多い。実際に発生した事故だけではなく、事故が起こりそうになった、いわゆるヒヤリ・ハット事例について各課から情報提供を求め、危険箇所や事故の情報を全職員に共有することは、事故の発生を予防するための取組の一つとして有効と思われるので検討されたい。

全庁を対象としたアンケートで、所属での安全運転に関する取組状況について確認したところ、消防署において各所属で車両安全運行必携マニュアルを用いた研修を行っているとの回答があり、また、本庁等においては、朝礼や課内研修の機会を用いて所属長等による注意喚起を行っているとの回答もあった。しかしながら、安全運転に関する研修やその他の取組を行っている所属は全体の約4割にとどまっている。特に公用車を運転する機会が多い所属においては、定期的に安全運転に関する注意喚起を行い、職員の安全運転に対する意識向上を図るとともに、積極的な所属研修の実施に努められたい。

#### (2) 駐車場の整理整頓及び事故の発生状況

車両及び駐車場の実地調査を行ったところ、車内及び駐車場内に不要な資材等が置かれている状況が見受けられた。運転時の妨げとなり、事故につながる可能性があることから、必要な資材等については保管場所に移動し、不要なものは廃棄するよう各所属において改善されたい。また、アンケートにおいて「駐車場内で速度を超過している公用車がある」との回答があった。本庁公用車駐車場においては、駐車場外入口に制限速度8kmと表示されており、安芸津支所では、駐車場手前の道路に複数の徐行表示がある。駐車場周辺は人や車両の往来も多いことから、駐車場内の制限速度について今一度周知を図るとともに、その遵守に努められたい。令和3年度に発生した公用車の事故42件のうち、駐車場で発生した駐車時や出庫時における事故は11件あり、そのうち4件は本庁公用車駐車場内で発生している。本庁公用車駐車場

は立体駐車場のため、日中でも薄暗いことが多く、さらに、車両のほか柱や消火器といった構造物による死角も多いことから、発進時及び後退時の確認不足や操作誤り等による事故が生じやすい場所である。しかしながら、周囲に注意を配り安全確認を十分に行うことで、大部分が発生を予防できるものである。駐車場内では常に徐行し、同乗者がいる場合は誘導を依頼するなど、日常的な運転習慣を改めて見直すことにより、事故の防止に努められたい。

#### (3) アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認方法

東広島市安全運転管理規程の令和4年3月23日改正により、運転者の酒気帯びの有無について、運転管理者である所属長が運転前後に目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認し、確認の内容を記録することが定められた。

アンケート結果によると、アルコール検知器を用いて運転前後に確認を行っている所属が83所属中58所属で、全体の7割を占めるものの、残る25所属は運転前等との回答であった。同規程に従い、運転後の確認を徹底することが必要である。

また、安全運転管理者が選任されている本庁、各支所及び消防局にはアルコール検知器が配付されているが、安全運転管理者が選任されていない出張所及び学校給食センターにはアルコール検知器が配布されておらず、目視等でのみ確認を行っているとのことであった。酒気帯びの有無をより正確に確認するため、安全運転管理者の選任状況によらず、アルコール検知器を全所属に配付するよう検討されたい。

酒気帯びの有無の確認状況を記録していない所属については、早急に記録簿の整備を行われたい。

なお、現行の運用では、本庁における公用車の鍵は、共用の鍵ボックスに職員証をかざすと取り出すことができるため、酒気帯び確認の結果に関わらず、鍵の持ち出しが可能となる状況である。今後、こうした状況を改善するため、酒気帯び確認の結果と公用車の鍵の管理が一体となった運用方法についても検討を要望する。

## 3 むすび

本市の行政事務の執行に当たり、公用車は欠かすことのできない交通手段の一つである。今後も公用車を管理する所管課においては、適正な使用、管理及び事故を予防するための対策に努められるとともに、公用車を使用する職員一人一人が安全運転に対する意識の向上に努められたい。

## 資料

## 東広島市庁用自動車管理規程

(趣旨)

第1条 庁用自動車の適正な管理及び効率的な運行に関しては、特別の定めがあるものを除く ほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1 項第9号に規定する自動車をいう。
- 2 この規程において「庁用自動車」とは、市が管理している自動車で消防及び水道事業の専用に供する自動車以外のものをいう。

(庁用自動車の分類)

- 第3条 庁用自動車は、次に掲げる区分により、これを専用車及び共用車に分ける。
  - (1) 専用車 特定の用途に専属的に使用する目的で課等に配置された庁用自動車をいう。
  - (2) 共用車 前号以外の庁用自動車をいう。

(庁用自動車の所属)

第 4 条 専用車は、配置された課等の所属とし、共用車は財務部管財課(以下「管財課」という。)の所属とする。

(庁用自動車に関する事務の総括)

第5条 庁用自動車に関する事務は、管財課において総括する。

(管理の原則)

第6条 庁用自動車は、いつでも使用できるように常に整備し、使用しないときは所定の場所 に格納しておかなければならない。

(庁用自動車の管理)

- 第7条 庁用自動車の管理は、専用車にあっては配置された課等の長(以下「専用車管理課長」という。)、長期貸付けを受けた共用車にあっては当該貸付けを受けた課等の長、その他の 共用車にあっては管財課長(以下これらを「主管課長」という。)が行うものとする。
- 2 管財課長は、庁用自動車の管理上必要があると認めるときは、定期又は臨時に庁用自動車の管理状況について前項に規定する専用車管理課長及び長期貸付けを受けた課等の長に報告を求め、又は必要な措置をとることを指示することができる。

(庁用自動車台帳の保管等)

- 第8条 専用車管理課長及び管財課長は、庁用自動車台帳(以下「台帳」という。)を備え、これを整理し、及び保存しなければならない。
- 2 専用車管理課長は、台帳を備えたときは、その旨を直ちに管財課長に報告しなければならない。台帳に記載された庁用自動車を廃車したとき、貸主への返還等により庁用自動車としての管理をしなくなったとき、又は台帳の記載事項に変更を生じたときも同様とする。

(安全運転管理者等の任務)

第9条 東広島市安全運転管理規程(令和4年東広島市・東広島市議会・東広島市教育委員会・ 東広島市選挙管理委員会・東広島市監査委員・東広島市農業委員会訓令第1号)に規定する 安全運転管理者、副安全運転管理者及び庁用自動車運転管理者は、庁用自動車を運転する者 (以下「運転者」という。)に対し、庁用自動車の管理上必要な意見を述べ、又は指示するこ とができる。

(庁用自動車の点検等)

第 10 条 運転者は、その運転する庁用自動車について、運行の開始前に自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号)に基づく日常点検整備及び外観の異常の有無の確認を行い、その日の運行が終了したときは、その庁用自動車の簡単な清掃、点検整備及び外観の異常の有無の確認を行うとともに、不良の箇所があるときは、その旨を主管課長に報告しなければならない。

## (運転日誌の記録)

第 11 条 運転者は、公用車管理システム又は運転日誌に、その日の運転状況を記録しなければならない。

(庁用自動車の使用の原則)

- 第12条 庁用自動車は、次の各号に掲げる場合に限り、使用することができる。
  - (1) 職員(特別職を含む。)が公務に従事するため必要があるとき。
  - (2) 来客の用に供する場合において、特に必要があるとき。
  - (3) その他主管課長が特に必要があると認めるとき。

(庁用自動車に係る事故の報告等)

- 第 13 条 運転者及び同乗者は、庁用自動車について事故が発生したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに、その状況を所属の長(以下「所属長」という。)及び管財課長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 管財課長は、前項の規定による報告を受けたときは、事故発生状況報告書により直ちに財務部長にその状況を報告し、財務部長は、必要に応じて財務部担任副市長を通じて市長に報告しなければならない。
- 3 事故の処理は、所属長及び管財課長が行うものとする。
- 4 自動車損害賠償責任保険の請求事務等は、管財課長が行うものとする。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、庁用自動車の管理に関し必要な事項は、財務部長が 別に定める。

#### 東広島市安全運転管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令その他別に定めるもののほか、東広島市における安全運転の管理に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(心構え)

第2条 職員は、車両の運転に当たっては、公務員としての信用を高めるため、常に人命尊重 の精神に徹し、かつ、交通法令及びこの規程を遵守し、並びに安全運転に努めなければなら ない。

## (安全運転管理者の設置)

第3条 道路交通法(昭和35年法律第105号。次条において「法」という。)第74条の3第1項の規定により、東広島市役所の本庁舎及び東広島市支所設置条例(平成16年東広島市条例第36号)第2条の支所に安全運転管理者を置き、財務部長及び支所長(職員の職の設置規則(昭和60年東広島市規則第6号。第7条において「規則」という。)別表第1に掲げる支所長をいう。)(当該財務部長及び支所長が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第9条の9第1項各号に掲げる要件を備えない場合は、市長が指名する者)をもって充てる。

#### (副安全運転管理者の設置)

第4条 法第74条の3第4項の規定により、安全運転管理者の業務を補助するため、総務部、 財務部、地域振興部、生活環境部、健康福祉部、こども未来部、産業部、建設部、都市部、 下水道部、学校教育部及び生涯学習部並びに管財課に副安全運転管理者を置き、それぞれの 幹事課長及び管財課長(当該幹事課長及び管財課長が府令第9条の9第2項各号に掲げる要件を備えない場合は、市長が指名する者)をもって充てる。

## (安全運転管理者の服務の根拠)

第5条 安全運転管理者は、安全運転に関する管理全般の職務に従事するものとし、市長に対し、その責めに任ずるものとする。

#### (安全運転管理者等の指示権)

第6条 安全運転管理者及び副安全運転管理者は、安全な運転に関し、必要な指示及び指導を 行うことができる。

## (運転管理者の設置)

第7条 安全運転管理者及び副安全運転管理者の業務を補助するため、安全運転管理者を置く 拠点に、庁用自動車運転管理者(以下「運転管理者」という。)を置き、当該拠点の所属長(規 則第3条に規定する課長及びこれらに相当する職にある者をいう。第9条において同じ。) をもって充てる。

#### (運転管理者の業務)

- 第8条 運転管理者は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 安全運転に必要な教育、監督等の職務を行うこと。
- (2) 府令第9条の10各号に掲げる安全運転管理者の業務を補助すること。
- (3) 運転しようとする運転者(市が所有し、又は占有する車両を運転する者をいう。以下この 号及び第10条において同じ。)及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、 当該運転者の状態を目視等で確認することのほか、アルコール検知器(府令第9条の10第6 号に規定するアルコール検知器をいう。第5号において同じ。)を用いて確認すること。
- (4) 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存すること。
- (5) アルコール検知器を常時有効に保持すること。

#### (所属長の任務)

第9条 所属長は、所属する職員がやむを得ず当該職員の所有する私用車を公務に使用する場合は、その都度私用車公務利用(申出)兼許可簿(別記様式)により許可をし、用務に当たらせ

なければならない。

(運転者の義務)

第 10 条 運転者は、車両の運転に関し、安全運転管理者及び副安全運転管理者の指示に従わなければならない。

## 東広島市消防局自動車管理規程(抜粋)

(安全運転管理者等の設置)

- 第6条 道路交通法第74条の3第1項の規定により、消防署及び分署(忠海分署を除く。) に安全運転管理者を置き、所属長をもって充てる。
- 2 道路交通法第74条の3第4項の規定により、東広島消防署に副安全運転管理者を置き、 副署長をもって充てる。

(運転免許証の点検)

第13条 所属長は、毎月1回、所属職員に運転免許証を提示させて運転免許の状況について 点検し、その結果を運転免許証点検報告書(別記様式第3号)により消防局長へ報告しなけ ればならない。

## 道路交通法 (抜粋)

(安全運転管理者等)

- 第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。)及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。
- 2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

## 【略】

4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

#### 【略】

8 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の 二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該 講習を受けさせなければならない。

## 道路交通法施行規則(抜粋)

(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数)

- 第九条の八 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。
- 2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める台数は、二十台とする。

## 【略】

(安全運転管理者の業務)

- 第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。
- 一 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。
- 二 法第二十二条の二第一項に規定する最高速度違反行為、法第五十八条の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第六十六条の二第一項に規定する過労運転及び法第七十五条第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。
- 三 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- 四 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
- 五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第 二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実 施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認 し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- 六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当 該運転者の状態を目視等で確認すること。
- 七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。
- 八 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。
- 九 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと(法第七十四条の三第二項に規定する交通安全教育を行うことを除く。)。

(副安全運転管理者の人数)

第九条の十一 法第七十四条の三第四項の規定による選任は、次の表の上欄に掲げる自動車の台数に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の副安全運転管理者を選任して行うものとする。

自動車の台数	人数
二十台以上四十台未満	一人
四十台以上	一人に四十台以上二十台までを超えるごとに一人を加算して得 た人数

## 道路運送車両法(抜粋)

(自動車の種別)

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を 基準として国土交通省令で定める。

## 道路運送車両の保安基準(抜粋)

(後退時車両直後確認装置)

第四十四条の二 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽けん引自動車並びに後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。ただし、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を直接確認できる構造を有するものとして告示で定める自動車にあつては、この限りでない。